

第17回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成26年5月14日(水) 13:05~14:50
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委員：常本部会長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、
佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局：小西内閣審議官、内閣参事官ほか
傍聴：法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、
環境省ほか

議事

1. 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の進捗状況について

○ これまでの議論を基に現時点における政策推進作業部会の意見等を次のとおり整理した。

高等教育機関への進学支援については、独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与が受けやすくなるように基準が緩和された。今後、この施策が円滑に実施されるように広く周知されることが求められる。

対象となる方の認定については、北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の対象となる者を認定する業務についての実施方針を平成26年2月にアイヌ政策関係省庁連絡会議において申し合わせた。具体的な仕組みは、国土交通省が認定業務の実施機関について申し出を受けて適格性を審査し、合意によってこれを定めることとされ、現在のところ(公社)北海道アイヌ協会が当該機関となっている。これは、先住民族の権利に関する国際連合宣言第33条の趣旨を尊重して、アイヌの人々の団体に認定業務を行っていただくという仕組みとなっている。なお、認定機関は、団体としての体制や実績が必要であり、特に認定業務の実施規則を実施機関において定めていただくこと、実際の個別の認定に当たっては第三者委員会を設置して中立性・公平性・厳格性を担保していただくことが条件とされている。今後、認定手続が適切に実施されていくよう注視していくことが求められる。

生活相談に対応するための措置については、前回部会において平成25年度の実施状況等が報告された。平成26年度においては、より一層さまざまな広報手段を活用することによって、広く周知されることが求められる。

アイヌの就労を支援する職業訓練については、今年度改めて職業訓練のニーズに関する調査を実施したが、結果として受講を希望する地域が限定されておらず、受講を希望する訓練科目も多岐にわたっていることから、現段階ではアイヌの人々だけの職業訓練を実施することは難しいとのことであった。失業中の方や転職を希望する方が職業訓練の受講を希望していることなどを踏まえ、受講相談会などを実施し、その上で必要があれば職業訓練の受講を促すなど就業のための取り組みが求められる。

首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保については、昨年11月に要望に係る施設や場所について、再度検討していただきたい旨を説明するとともに、打ち合わせを行いながら検討を進めていくことで首都圏アイヌの人々から了解が得られたとのことであった。引き続き、首都圏のアイヌの人々と内閣官房が緊密に連携・協議して調整等を進めていくことを希望する。

当部会としては、今後とも道外に居住するアイヌの人々のための施策が着実に実施されるよう、その状況を注視しつつ、有識者懇談会報告の実現に向けて引き続き検討してまいりたい。

○ アイヌ政策推進会議に報告する。

2. 国民理解を促進するための活動について

(1) 事務局及び委員より活動の取組状況について報告

○ 平成25年度から民学官の連携により、アイヌ語の挨拶「イランカラブテ」を普及させる「イランカラブテ」キャンペーンを展開している。

昨年度の主な活動状況は、キックオフセレモニーの開催、マスメディアを活用した露出、空港や鉄道の駅などの公共スペースを活用した情報発信を実施した。また、キャンペーンに賛同いただいたサポーターの企業に独自のロゴマークを活用した取り組みを行っていただいている。こうした取り組みの結果、一定程度の浸透が図られたのではないかと考えているが、今年度以降も引き続きこのキャン

ペーンを重点的に取り組んでいくこととなっており、今年度は特に観光を切り口として、関係者の連携を図り重点的に取り組んでいきたいと考えている。

次に、最近の取組として、北海道と日本航空株式会社との連携による「イランカラプテ」キャンペーンに関する事例を紹介する。内容としては「北海道×JAL「イランカラプテ」キャンペーン共同イベント」として、4月25日に札幌駅前通地下広場や新千歳空港において「イランカラプテ」キャンペーンのノベルティ配布やアイヌ衣服の展示を実施した。

また、日本航空株式会社の取組として、機内誌におけるキャンペーンの紹介、ゴールデンウィーク期間前後における機内アナウンスでの「イランカラプテ」の言葉の紹介、チラシやポスターの広告媒体での紹介、旅行商品でのキャンペーンのロゴマークの掲載といったことが実施又は予定されている。

- 「イランカラプテ」キャンペーンも2年目に入り、明らかにアイヌ文化に対する空気が変わってきたことを実感しており、国や北海道の着実な施策に心より敬意を表す。同時に、さらなる国民の理解を得るためには、ネクストステップとして、アイヌ文化の多彩な魅力をより身近に感じていただく必要がある。今年3月に開催された「イランカラプテ」キャンペーン推進協議会において、平成26年度は観光に焦点を当てるとされたことを大変心強く感じたところ。

つい先日もある大学教授が、北海道は観光の三大要素のうち歴史と文化が非常に弱いと公の場で発言された。知識人の中でも縄文やアイヌ文化に関心のない方は、昔ながらの蝦夷地開拓からのイメージしか持っておらず、国民の多くにとっても北海道は江戸時代からというイメージなのかと思う。この歴史観をあらゆる観点から見直していくため、教育現場においてもしっかりと位置づけが必要であると考え。縄文文化は、近代の進歩史観の対極として、環境問題や地球平和にとっても素晴らしい示唆を与えてくれる。日本の先住民族アイヌの英知に触れ「もう一度自分の人生を見直してみませんか」を北海道を訪れる方々へのメッセージとしたい。

阿寒湖温泉での取組を紹介する。ここではアイヌ民族と和人が力を合わせて観光まちづくりに取り組んでいる。2000年に策定された「まりも家族憲章」は、アイヌ民族の精神を支柱につくられている。自然に守られて生きていけることや水や空気など当たり前のことに感謝する心を世界に伝えていきたいというもので、「アイヌ文化」と総称されると漠然となってしまう先住民族の精神をまりものメッセージとして伝えていきたい。

この憲章を基にしたまちづくりの基本方針として、アイヌ文化に彩られた国際リゾートを目指すこととしている。釧路市が建設し、住民の寄付により造成された基金を活用しながら民間団体が経営にあたっているアイヌシアター「イコロ（宝物）」などによるアイヌ文化の象徴になるアイヌアートのまちづくりや環境を守り続ける活動の延長線としてユネスコ世界自然遺産への登録の運動、和入・アイヌ民族一体となったリゾート全体の経営、日本型IRの推進などを行うこととしている。

また、アイヌ文化に関心の薄い方などには、これまでとは別のアプローチが必要と考えている。例えば、アイヌ民族から著名なアーティストが誕生したり、先住民族としてテレビ番組に取り上げられるなどが考えられる。その先駆けとして、昨年公開された江戸幕府崩壊後の北海道を舞台にした映画にはたくさんのアイヌ民族が出演したこと、今年3月には、東日本大震災の教訓を生かすためには先住民族の英知が不可欠としてテレビ番組においてアイヌ民族が取り上げられたことなどは画期的な第一歩であったと思う。

次に、アイヌ文化を基本に地域のものづくりを復活させることを趣旨として、平成24年に設立された阿寒観光ブランド協議会の取組を紹介する。かつて地域に根づいていた木工芸や布工芸の技術が高度成長時代に観光土産の大量販売で機械生産や海外生産に移行し、地域のものづくりがすっかり影を潜めてしまったことを教訓として、地域販売に限定すること、過去に戻るのではなく新しく創造することをルール化し、この2年間、フードアート、クラフト、ハイカルチャーの三部門にトップクリエイターを迎え、具体的な商品化を目指して活動を行った。フードアート部門では星澤幸子氏を中心にアイヌ民族料理のアレンジや伝統的な素材活用で試作品が幾つも生まれた。今後、特に期待がかかるのはスイーツの商品である。クラフト部門では、岡部泉氏を中心にアイヌアートの新作展を実施し、応募のあった約250点の中からさまざまな商品形態への応用を目指し、今年度からの第2期として商品化に向けてスタートする予定。ハイカルチャー部門では、本田優子氏を中心にアイヌ民族のアニメ映像化やアイヌの絵本作成、地域ブランド商品の付加価値創造のため、アイヌ文様のバーコード作成など新たな提案をいただいた。

最後に、国民理解をさらに促進するための方策について提言したい。

1つ目は、大学におけるアイヌ芸術学部の創設。これはアイヌ民族の美的創造性の高さを生かしたアーティスト養成支援として意欲ある学生がアイヌアートの基礎を学べる制度づくりである。映画スターや映画監督、ミュージシャン、イラストレーター、画家などのトップアーティストが生まれることは、民族の誇りを高め、国民的な大きな理解につながると考えており、沖縄県立芸術大学や沖縄アクトーズスクールの成功が先例となるのではないかと考える。

2つ目は、日本版IRの解禁に向けた動きの中でアイヌ民族として議論を深めていくこと。アメリカのインディアンカジノは、先住民族の主要な経済基盤となっており、雇用の受け皿にもなっている。負の部分も含めて十分に検討しつつ、前向きにアイヌ民族のためとなる仕組みづくりを検討するべきであるとする。

国民的な理解の促進のためには世界的な認知も不可欠であり、先住民族サミットなどの継続的な開催など世界の先住民族とのネットワーク強化も同時に進めていく必要がある。

○ 「イランカラプテ」キャンペーンと連動する取組を紹介する。

まず、アイヌアートモニュメント「イランカラプテ像」を北海道の玄関口であるJR札幌駅に設置した。この取組は、ウレシパ（育て合う）クラブが主体となり、ウレシパカンパニー等の支援により実現したもの。ウレシパカンパニーは、現在、北海道の中核的な企業を含む23社であり、この他ポロ（大きい）カンパニー、ポン（小さい）カンパニーの3つのカテゴリーの企業に支援していただいている。

モニュメントは、キャンペーンの一環として国民理解促進のための記念碑的建造物とするなどを設置趣旨としており、中心のエカシ（長老）像は木彫工芸の第一人者である藤戸竹喜氏に製作していただくなど現代アイヌアートの最高峰を示すものとなったと考えている。

本年2月2日、落成式とアイヌの若者が取り仕切る「カムイノミ（神への祈りの儀式）」を製作者である工芸家7名や北海道アイヌ協会理事長、北海道知事、札幌市長などの参加のもと実施した。参加者からは、これまで伝統的な儀式は、長老たちが取り仕切るイメージが強かったが、このように若い人達が行うカムイノミは非常に強い印象を受けたとの感想も聞かれた。また、5月には、駅構内では火気が使えないために行えなかった火の神様にイナウを納める儀式を二風谷で実施した。今後もJR札幌駅においてカムイノミを毎年実施することとしており、今年度は9月を検討しているところ。

設置後は、英語と中国語版の解説板を設置するなど海外からの旅行者等に対してもアイヌ文化を紹介する取組を進めている。また、ウレシパカンパニーによる定期的な保守・清掃によりきれいな状態を保っており、設置後これまで全くいたずらなどされることもなく、皆さんの注目を集める存在となっている。

今回の取組への支援について、ウレシパカンパニーを中心にイオン北海道やコープさっぽろにも店頭募金に御協力いただいたことは非常に良かった。反面、ウレシパクラブの取組として周知活動が限定的になってしまったという反省もあり、今後の取組においては、今回の経験を活かしていきたい。

次に、11月3日に開催したウレシパ・フェスタにおける取組を紹介する。

ここでは、アイヌの食文化や知恵を取り入れた創作アイヌ料理を星澤幸子氏、二風谷のアイヌ文化保存会の貝澤美和子氏などに提供していただき、食という観点からアイヌ文化の情報発信を行った。

最後に、国民理解をさらに促進するための方策について提言したい。

まず、「イランカラプテ」キャンペーンの意義について改めて周知すること。国民理解の深化のためには、無関心層に対するPRが必要。「アイヌ文化がこの国にあることの幸せ」というのはある方の言葉だが、こういう気持ちをより多くの国民が共有することが非常に大事であると思う。今後、先住民族政策としてアイヌ政策に税金が投じられていくことになると思うが、それが価値のあることと国民の大多数が理解して、初めてアイヌ政策が受け入れられるようになると思う。

また、このことをアイヌ文化にこれまで深く関わってきた層に対しても発信することも大切。誰もアイヌ文化に見向きもしなかった頃から、ずっと関わってこられた非常に志が高い方々であるが、実はこのキャンペーンに対して懐疑的な思いを持っている方もいるかと思う。あわせて、この方々が担っている地道な研究や活動に対する理解やサポートも必要ではないかと思う。

次に、今後は国の政策としてのスケール感を持たせること。例えば、海外の空港における先住民族アートの展示では、バンクーバー空港やオーストラリアのアリス・スプリングス空港などの事例が参考となる。ここでは、モニュメントをどこか1カ所に建てるということではなく、床一面や空港の顔

として使用しており、ものすごく大きなインパクトを与えている。新千歳空港においても、例えば、全ての広告の枠をアイヌ文様で統一して、統一感・スケール感を出すことができるのではないかと提案させていただいた。

次に、教育の場や博物館におけるアイヌ民族の理解促進を行うこと。海外では何十年も前から行われていることであるが、北海道における教職、博物館の学芸員課程でのアイヌ関連学習を必修化し、基礎的なアイヌ史、アイヌ文化、アイヌ語を教えることによって教育や博物館の現場での理解が大きく進むと考える。さらに、このことにアイヌ民族自身関わっていくことが重要。教壇に立って教えられるアイヌは現時点ではまだ少ないが、必修化することでこうした場が増え、そしてそれを励みに若者達が頑張り、自らを向上させるような契機となるのではないかと。

次に、幼少からの体系的なアイヌ民族教育の実施を行うこと。まずは、現行の公教育システムの中での可能性の一つとして、例えば、現在国が進めているコミュニティ・スクールにおけるアイヌ民族教育を追求できないか。将来的には、諸外国で行われているような民族学校的な教育機関の設立も検討すべきだと考えている。

(2) 主な意見等

- 本日の北海道新聞の記事の中で、北海道アイヌ協会の阿部副理事長が、経済的なこと教育のことなどについてコメントしているが、こうしたことは国民の理解なくして進まないと思っており、協会でも過去からずっと取り組んでいるが、何も進んでいない。多少進んでいるのは今のこのキャンペーンのことだけではないか。経済的なこと教育のことも含めて、歴史認識も踏まえた上でアイヌのことを、日本が多民族国家であるということを国民に理解してもらうことが大切だと思うし、一遍には進まないかもしれないが一步一步着実に進んでいくことを期待している。
- 象徴空間においても中央民族学校的な、あるいは中央工芸学校的なものも意識して検討できないのかと思う。

アイヌ芸術学部の創設、民族教育の場など説明があった提言の中には、大学の決断があればできるようなこともあるのではないかと。

日本型IRについては、日本の民族政策がまだ十分に熟していない中において、こういったものをつくることによって、逆に反発されることはないのかという懸念がある。加えて、どうしてもカジノはマイナスイメージが大きく、アメリカなどでもライブによってはだめになってしまったという例もある。美しいイメージだけではなく、マイナス点を克服するような具体的な提案もあれば、抵抗感も緩和されていくのではないかと。

- IRについては当然いろいろなマイナスの心配もあるが、文化や地域の活性化を進めるにあたって、どうしても財源が不足するという現状の中で、地域において様々な主体が多く議論を重ねている。IRについて頭から否定するのではなく、国の政策として動き出そうとしている中において、まずは、世界のいろいろな事例も研究しながら、アイヌ民族自身もしっかり研究する必要があるのではないかと考えている。
- 空港における先住民族展示の話も同じようなアプローチだと思うが、世界の様々な取組を具体的に検討した上で我が国でも活かせることは活かしていこうという考えかと思う。このことは、博物館等についての規模感や機能などについてのコンセンサスを得る際にも一つの有効な方法となるのではないかと。国において海外の事例について検討していると思うが、我が国にとって参考になるような海外の制度等を広く紹介することは、国民理解を促進するための一手法として検討してもよいのではないかと。
- 我々は、地元に戻ると、生活の問題、お年寄りの問題、健康問題、いろいろなことを言われ、提言のような内容を議論する場がなかなか無いため本当に参考になった。インディアンは、カジノをつくって成功した所もあれば、失敗した所もある。また、そこで借金を抱えて大変であるという事例も聞いており、さきほどの懸念についてはそのとおりだと思うが、2つの提言を伺って非常に感動させていただいた。
- 日本型IRについて念頭に置いているのはラスベガスやマカオではなく、例えばバーデン・バーデンのようなもの。ここはパリからいろいろな芸術を集め、建物も本当に美しく、そこが社交場にもなっている。そこでの楽しみはカジノだけでなく、例えば演劇の発表や音楽祭といったものもある。

また、アメリカの悪い例を真似るのではなく、アメリカでも立派に経済基盤の核になっているとこ

るも研究していく。

象徴空間が東京オリンピック・パラリンピックを目途としているのと同様にIR法案についても短いサイクルで進んでいきそうな状況にあるので、民族全体のための教育資金づくりや経済基盤づくりなどに応用できないかということも含め、このタイミングでアイヌ民族においてもしっかりと研究してはどうかと考えたところ。

- 本日の議論を踏まえて、アイヌ政策推進会議に報告する。

3. アイヌ遺骨について

(1) 文部科学省より博物館等の調査について報告

- 当部会において議論となっている博物館や美術館におけるアイヌ遺骨の保管状況について、関係機関の協力を得つつ調査を行いたいと考えている。

なお、博物館等は全国に5,747館あり、大学と比べ相当多いため調査には一定の期間を要すると考えている。

(2) 事務局より個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン案について説明。

(3) 主な意見等

- このガイドラインの対象となるのは、現在のところ個人が特定されたとされている北海道大学と札幌医科大学が保管する23体の遺骨になるが、今後の調査作業により新たに個人が特定された場合もこのガイドラインの対象になってくる。

- 書類のみでは祭祀承継者が確認できない時は、家庭裁判所の判断等によることを申請者に求めるとされているが、この場合の費用はどうなるのか。自分の先祖ではないかと思っ申請した人がお金を持っていないと裁判ができないことになるので、これは大学と協議するという理解でよいのか。

- 基本的には申請する方の負担となるが、実態として誰が負担するのかということについては、ガイドラインでは明示はしておらず、個々具体的に判断することになるかと思う。

- ガイドラインに明記されていない事柄についても、実施の上で必要な詳細については文部科学省において継続的に検討するとされており、この費用負担についてもその中に含まれるのではないかと思う。

- アイヌとしては、アイヌの墓から同意なしに持っていったという思いが個人的にあるので、申請者が祭祀承継者かどうかという判断は、大学なり国で判断するなり費用を持つべきだと思う。

また、第三者委員会について説明して欲しい。

- 遺骨の返還にあたり、客観性あるいは中立性を担保する等の観点から、必要に応じて中立的な第三者の立場の有識者等に御意見をいただくという性格のもの。第三者委員会は各関係大学が設置することとなるので具体的なメンバーは各大学が決めることとなる。

- 大学が保管に至った経緯は、寄贈なども含めそれぞれ異なると思う。返還にあたっては、大学への申請が必要というのはやむを得ないのかもしれないが、こうした経緯をきちんと掌握して、費用負担についても考えるなど配慮が必要ではないか。

- 献骨ということで寄託を受けた遺骨については、寄託された方の判断によりガイドラインの対象となるかも決まってくるかと思う。

- 個人が特定された遺骨のうち北海道大学の19体について、頭骨と四肢骨を合わせる調査はもう済んでいるのか。

- 済んでいると聞いている。

- DNA鑑定を行うときに遺骨の歯を用いることが有効であると前回の部会で有識者から説明があったが、採取したDNAのデータや歯については、返還以外のために使用されることのないように、遺骨から他にも試料をとることのないように条件をつける必要があるのではないか。

- 返還する大学において、第三者委員会も含めてデータは外には出さないこと、全て返すことなどをきちんと決めればよいのではないか。

なお、DNA鑑定の費用を大学が負担するというのであれば、どこまで分析するかは大学側の考えによることになるので、第三者委員会では検査結果のデータのみに基づき判断するという形になるのではないか。

- 北海道大学における遺骨の整理作業に際しては、携わっている研究者を雇用するに当たってアイヌ

人骨は一切研究に使用しないということを契約条件に入れていると聞く。先ほどの懸念を担保するには、これに類する方法はあり得るかと思う。

- 第三者委員会には、各大学側が立ち上げて当事者を含めないとのことだが、もし大学側に有利な人ばかりメンバーとした委員会であれば何の意味もないのではないかと思う。どうやって公平な立場の方を選ぶのか、また、当事者を含めないとしても遺骨の返還に関わっていないアイヌ側の目があってもいいと思う。自分たちの民族のことについて、なぜアイヌが監視できないで蚊帳の外に置かれなければならないのか不思議でならない。

費用についても変だと思いながら聞いていた。自分の親の遺骨を使ってくださいと提供した人は仕方ないが、知らない間に勝手に掘り出されたような場合は、自分で費用を負担して取り戻すということではなく、掘った側が負担して遺骨を返してくるのが当然の礼儀だろうと思う。

- 第三者委員会は、返還に当たり客観性・中立性を確保するあるいは技術的な観点から必要に応じて大学が設置するという形だが、メンバーについては、特定の方のみに限定するという趣旨ではなく、アイヌの関係者が入るべきではないかという御意見も加味して、各大学において判断されることとなると思う。
- 現状ではアイヌは排除されるようにしか読めないもので、そのような対応が可能となるようにして欲しい。
- ガイドラインの性格を確認しておく必要がある。返還については、国として行う事業か、又は大学が行う私法上の行為かという論点については当部会においても提示されたところだが、ガイドラインの対象となる大学に保管されている遺骨の返還は、大学において行う私法上の行為であるという整理となっている。そのため、基本的には大学の責任において返還することになるので、国が大学に何かを命ずることはできないというのがガイドラインの基本にある考え方かと思う。しかし、事柄の重大性に照らし、関係する大学がみな共通して踏まえるべき基本的事項については、国において指針を示し、大学が決定するに当たってそれを十分考慮するよう求めることとしている。

大学の自主的判断とガイドラインによる定めとの関係は、返還プロセスの信頼性にも関わる問題である。これまでの経緯を考えると、遺骨の取扱いに関する大学への信頼は高いとは言えず、そのため、第三者委員会にアイヌ民族を含めることなど、どこまでガイドラインで定めるべきかもさらに検討が必要ではないか。

また、不当な費用を当事者であるアイヌの方に負わせないためにも、それを大学の判断に委ねてよいのか、何らかの形で国からもう少し具体的な細目が示されるべきなのかといったことについても、文部科学省においてさらに検討されるべきではないか。

- 各大学は、ガイドラインを考慮しながら遺骨の返還を行っていくことになるが、具体的にどういう形で進めていくのかについて、費用負担の考え方や第三者委員会のメンバーについての考え方も含めて、今後、細部について文部科学省においても検討していくというように理解していただきたい。
- 一律にルールを決めるのは難しい面もあるだろうが、大学における返還の次には慰霊施設への集約及び返還となるのであり、大学における返還の際に考えるべき事柄と、慰霊施設における返還の際に考える事柄については、費用負担など共通する部分もあると思う。それらについて大学限りで判断した結果がある種の先例となり、慰霊施設における返還を事実上縛るような可能性もあるかもしれないので、今後も継続的に検討を進めていきたいと思う。
- ガイドラインでは、DNA鑑定等について、その実施についての規程も大学において整備するとされているが、戦没者遺骨の返還におけるDNA鑑定の考え方をそのまま踏襲するのか、アイヌの場合の独自性を考慮するのかの問題等もあり、また、特定遺骨を保有する大学も複数あり、今後慰霊施設における返還もあり得ることなども考えると、これを特定の大学限りの判断で整備することは難しいのではないかと思うので、この点も継続的な検討課題として文部科学省において検討する必要があるかと思う。また、その結論がはっきりしなければ、大学は返還作業に着手できないことにもなりかねない。

次に、祭祀承継者の確認について、ガイドラインでは自分が祭祀承継者であると名乗り出てこられた方が家系図や戸籍等を大学に出して、それらの書類に基づき確認するという流れになっているが、明治時代の家制度と違い、現在は長子が当然に祭祀承継者となるわけではなく、いろいろな状況を考慮して祭祀承継者を確認せざるを得ない。その場合、遺族で話し合った結果、申請者が祭祀承継者であるという書面を出してもらえればよいかもしれないが、多くの場合、最初からそうする方は少ない

のではないかと思います。戸籍だけあるいは家系図をあわせて持ってくるにとどまる方が、ほとんどではないかと思う。その場合は、大学が書面に基づいて確認できるのは、申請者が祭祀承継者の資格を持っているところまでであって、唯一無二の祭祀承継者であるかどうかまでは確認できない。ガイドラインでは、この場合、家庭裁判所で判断してもらい、あるいは、遺族で話し合っ、その結果を改めて持ってきていただくということなるが、これは申請者に対して負担を強いることになり、非常に失礼なことだとお叱りを受けることが考えられる。このような場合に、申請者に過度の負担を課すことなく、かつ最も適切な方に返還できる現実的な方法を検討する必要があるのではないかと。

- このガイドラインは、個体が特定されていないばらばらの遺骨を一つに戻すために行うDNA鑑定については、全然予定に入っていないのか。
 - ガイドラインでは、DNA鑑定等による個人の特定の可能性や実効性に関して、今後、文部科学省で検討するとされている。
 - どうも信用ができないというか、検討した結果やりませんという場合もあるのではないかと。
 - 当部会としてもきちんと注視していくことになる。
 - この個人が特定された遺骨の返還ガイドラインを早いうちにまとめていただきたい。
ガイドラインの基本的な考え方について、委員の了承は得られているのではないかと思うので、次の手続きに進めていただいたほうがよろしいのではないかと思う。
 - 第三者委員会についてどう整理されるのか。
 - 基本的に大学の責任で返還するものなので、第三者委員会の設置も大学において行うということ。
ただし、大学を信頼できるかという点については、その中にアイヌ民族を入れるということも含めて、信頼の置けるような構成にすべきであり、大学限りで決めるのではなく何らかの形で国の支援があった方が信頼性は高まるのではないかという印象を複数の委員が持っているため、これを踏まえて検討いただきたい。
 - ガイドラインについては、政府において手続きを進め、アイヌ政策推進会議に報告されたい。
- (4) アイヌ遺骨等の集約・保管方法に関する今後の検討について
- 今後の検討にあたっては、集約・保管方法について専門的知見をまとめる必要があるため、当部会の下に検討チームを開催することを検討したい。
 - 次回部会までに開催について検討し、報告できるよう検討を進めることとする。

4. その他

- 次回日程については、別途調整の上、連絡する。

(以上)